

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

NIC Autotec Inc.

最終更新日: 2015年7月7日

エヌアイシ・オートテック株式会社

代表取締役会長 西川 浩司

問合せ先: 執行役員管理部長 藤井 透

証券コード: 5742

<http://www.nic-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社会的責任を認識し、遵法経営と株主利益の尊重を前提に、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制や仕組みを整備し、透明性の高い情報開示を通じて株主の理解を得ることが肝要と考えております。そのために経営監視機能の強化が極めて重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、様々な取り組みを行っております。

今後もコーポレート・ガバナンス体制の随時見直しを行い、企業としての高い倫理観のもとコンプライアンス体制の確立した企業経営に向け、更なる拡充を目指します

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西川 浩司	3,704,900	67.36
三協立山株式会社	202,500	3.68
エヌアイシ・オートテック従業員持株会	131,300	2.39
ダイドー株式会社	70,000	1.27
日本証券金融株式会社	57,300	1.04
株式会社三井住友銀行	50,000	0.91
西川 武	50,000	0.91
植田 潤次郎	45,000	0.82
高津伝動精機株式会社	30,000	0.55
株式会社SBI証券	28,300	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

西川 浩司

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般取引と同様に適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議した上で決定することとし、当社および当社の少数株主各位に不利益を与えることのないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 重義	○	同氏の同意を得た上で、当社の独立役員として選任いたしております。	監査役 土屋重義氏は、国税庁で要職を務めた経験を持ち、大学教授及び税理士として企業会計に対する専門的な知識・経験等を有しており、人格、見識ともに高く、当社の監査役として適任であります。 なお、同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。
白石 康広	—	—	監査役 白石康広氏は、弁護士として民事、商事、刑事の法律活動業務を幅広く担当しており、他の上場会社の取締役等の経験も有し、経験、人格、見識ともに高く、当社の監査役として適任であります。 なお、同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

1名

その他独立役員に関する事項

平成27年3月期におきましては、開催された取締役会12回全てと、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の会計分野に関する事項についての発言や、監査役会の運営状況及び監査基準等についての発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等により、インセンティブは付与されていると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年3月期におきましては、取締役、監査役、社外役員別の報酬等の総額、支給対象員数について開示しております。
なお、平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の支給総報酬額につきましては、以下のとおりであります。

取締役	5名	54,296千円
監査役	3名	19,230千円
合計	8名	73,526千円
(うち社外役員	2名	8,880千円)

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期限である総会日2週間前の発送にとらわれることなく、株主への早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主が株主総会に出席出来るよう、集中日となる月末の前日を避けるとともに平日での開催を避け、毎年、週末の土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、対応を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、対応を検討してまいります。
その他	定時株主総会の開催場所は、例年通り立山工場とし、株主総会閉会後は、同工場において株主懇談会を兼ねたアルミ構造材(アルファフレームシステム)の製品説明会または工場見学会等を開催し、株主に対して当社製品の理解を深めていただけるよう工夫しております。 第44期定時株主総会におきましては、総会閉会後、平成27年1月に設立したタイ王国現地法人及び平成27年4月に愛知県刈谷市から名古屋市へ移転した愛知事業所についての概要説明会を開催し、その後、立山工場の見学会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.nic-inc.co.jp/)内のIR情報ページで、四半期毎の財務状況の開示及びプレスリリース等を掲載し、当社の最新情報を提供しております。 また、新聞や雑誌等で当社に関する記事が掲載された場合にも当社ホームページにて案内し、より多くの方々に理解していただけるよう開示情報等を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役会長が情報開示責任者となり、管理部がIRに関して担当しております。	
その他	アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しておりませんが、個別依頼に対しては、都度IRミーティングを開催させて頂いており、代表取締役自身による説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び役職員の行動と責任については、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」に規定しております。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、遵法経営と株主利益の尊重を大前提に、株主をはじめとするステークホルダーへの企業内容に関する情報開示を行うことが重要な経営課題の一つとして、株主、投資家に対しては適切な経営情報を迅速、正確かつ公平に開示するとともに、当社を理解する上で重要と判断した事項については、積極的に情報を公表し、かつ株式会社大阪証券取引所に対しても遅滞なく報告を実施し、適時開示していく方針であります。開示方法は、代表取締役会長が決算説明会等において業績概要を説明する等、ステークホルダーへの説明責任を果たしてまいります。また、併せて当社ホームページ等インターネットを通じた開示を行い、積極的にディスクロージャーを行っていく方針であります。

- 1 適正かつ効率的で統一的なグループ経営が図られるよう、当社と当社子会社について横断的に協議できるマネジメントコミッティを設置する。
 - 2 マネジメントコミッティを通じて、当社子会社に対し情報発信を行うとともに、当社の経営方針を共有し、当社及び当社子会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
 - 3 当社子会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定する。
 - 4 当社の内部監査チームは、当社子会社の業務執行及び法令・定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的として、子会社の監査を実施する。
 - 5 当社の監査役は、当社子会社の監査の実効性を確保するため、定期的に当社の内部監査チーム及び子会社の取締役と情報及び意見の交換を行う。
- 10) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、当社社員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と協議の上、その意見を十分考慮して検討する。
- 11) 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1 監査役の職務を補助すべき社員の人選、異動、処遇の変更については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
2 監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の業務を兼務させず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- 12) 当該監査役設置会社の取締役及び使用者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制、その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
1 監査役は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役及び社員は報告を実施する。
2 役員・社員は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う ものとする。なお、前述の報告及び情報提供として主なものは、次のとおりとする。
A) 会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見したとき
B) 役員・社員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またこれらの行為をするおそれがあると 考えられる場合にはその旨
C) 社内通報制度による通報状況及び内容
3 役員・社員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に適切な報告を行う。
4 内部監査チームは、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告を行う。
5 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役は隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 13) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法598条第1項の職務を行うべき者その他これらの方に相当する者及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の 監査役に報告をするための体制
1 当社子会社の役員・社員は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に 適切な報告を行う。
2 当社子会社の役員・社員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
3 当社と同様に、当社の顧問弁護士へ直接通報できるコンプライアンス・ホットラインによって通報された当社子会社の内部通報の状況は、当社の内部監査チームへ適宜報告され、定期的に当社監査役に対して 報告を行う。
- 14) 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1 当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員・社員に周知徹底を行う。
2 当社子会社における内部通報制度として、当社及び当社子会社の役員・社員が当社の監査役へ直接通報を行うこともできることを定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないことを明記する。
- 15) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である管理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合は、当社は、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
3 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- 16) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
1 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化する。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて隨時協議を行う。
2 代表取締役会長及びその他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努める。
3 内部監査チーム又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と内部監査チーム又は会計監査との間で定期的な情報交換を行い、連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、反社会的勢力等排除に向けた社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、反社会的な個人または集団による民事介入暴力関係者から不当に金銭その他の経済的利益の不当要求に対しても、会社規程により毅然とした対応を行える体制を整備しております。
- 当社では、富山県企業防衛対策協議会、富山県暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折りにふれ指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は株主構成上、大株主の保有比率が高く、現時点では敵対買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じておりませんが、敵対買収に対する有効な対策及びその必要性について検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、今後もコーポレート・ガバナンス体制の強化を行ってまいります。内部監査チームでは職務執行の有効性・効率性に関して全社的な評価を行い、業務フローの標準化を図り、内部統制システムの整備・運用の状況の継続的な監視及び評価を行い、内部統制をより一層強化してまいります。また、引き続き適切なモニタリング、コンプライアンスの強化を図り健全性を高めるとともに、柔軟かつ迅速な対応が可能な経営管理体制を整備してまいります。

なお、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、全てのステークホルダーより当社の企業価値を適正に評価していただくため、また、経営の透明性を確保するため、適時適切に会社情報を開示し、説明責任を果たすことが重要であると認識しております。このため、関係法令及び上場証券取引所が定める上場規程に基づく適時開示義務を遵守してまいります。

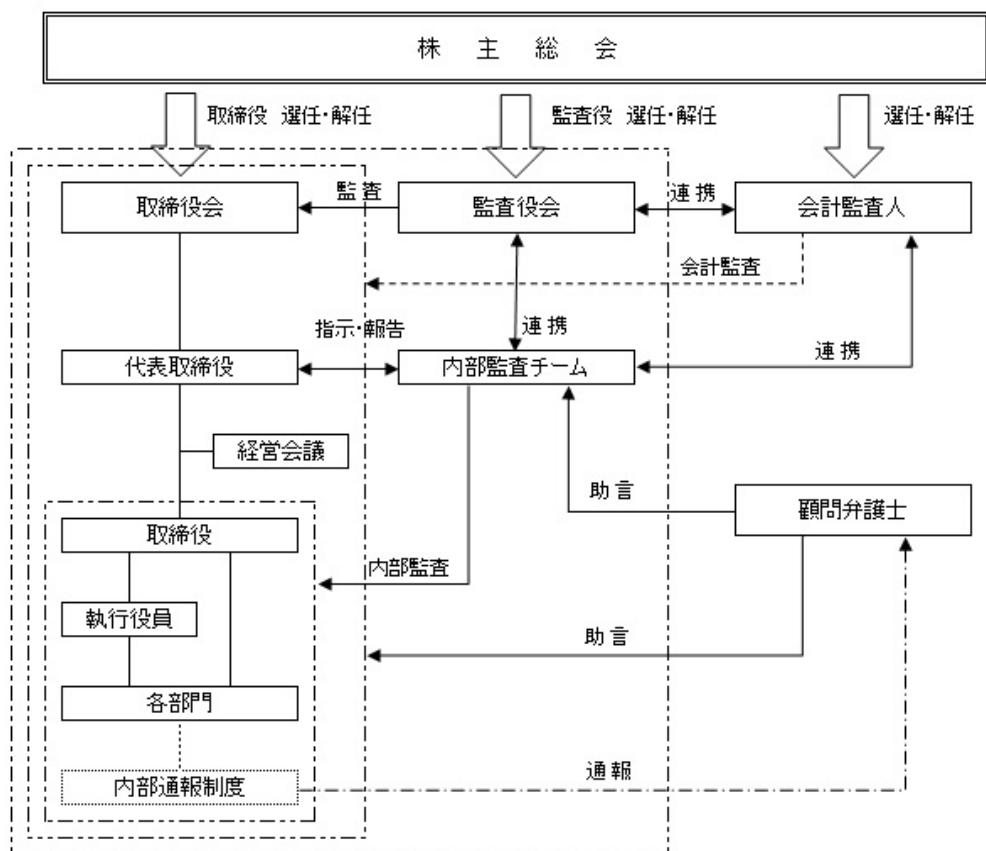
なお、当社は企業理念として「公明正大」を掲げております。この企業理念のもと、全てのステークホルダーに対して、透明性・公平性・正確性・継続性を基本に、適切かつタイムリーに会社情報の提供に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報を適時適切に公正な開示を行うため、情報開示担当役員を「情報管理責任者」に定めております。また、各部門における重要な事実を管理する者として、各部門の統括責任者を「情報管理担当者」と定めています。「情報管理責任者」は、「情報管理担当者」及び管理部の協力を得て会社情報を一元管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を行います。会社情報の開示にあたっては、管理部長を「情報管理責任者」を補佐する「社内情報管理者」として任命し、「情報管理責任者」の指示に基づいて「社内情報管理者」が開示を実施しております。

なお、会社情報の適時適切な開示を実施するにあたり、発生事実につきましては、事実確認を行ったあと、「情報管理責任者」の指示に基づいて「社内情報管理者」が速やかに開示を行っております。また、決算情報、決定事実につきましては、取締役会で審議を行い、決定・承認を経て「社内情報管理者」が開示を実施しております。

【参考資料:コーポレートガバナンス体制(概要図)】



【参考資料: 適時開示体制の概要(模式図)】

